

大阪地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 取立金請求事件

国側当事者・国

令和2年5月12日一部認容・棄却・控訴

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
同指定代理人	野口 弘雄
同	那須 理恵
同	油野 将人
同	吉村 正昭
同	山岸 旭
被告	Y協同組合
同代表者代表理事	A
同訴訟代理人弁護士	古賀 大樹

主 文

- 1 被告は、原告に対し、427万7060円及びうち112万0742円に対する平成28年10月1日から、うち103万5318円に対する同年11月1日から、うち119万6832円に対する同年12月1日から、うち92万4168円に対する平成29年1月1日から各支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを25分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、447万5040円及びうち117万2738円に対する平成28年10月1日から、うち108万3317円に対する同年11月1日から、うち125万2347円に対する同年12月1日から、うち96万6638円に対する平成29年1月1日から各支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

第2 当事者の主張

1 請求原因

- (1) 有限会社B（以下「訴外会社」という。）は、整骨院の経営等を業とする会社である。同社の代表者であるCは、柔道整復師の資格を有する。
- (2) 被告は、組合員が行う事業に必要な資材の共同購買、組合員の事業に関する機械、器具等の研究開発、組合員の行う事業に関わる共同計算事業、組合員に対する事業資金の貸付け等

を目的とする協同組合である。

(3) 原告は、訴外会社に対し、別紙租税債権目録1記載のとおり、平成28年9月9日現在、納期限を経過した法人税等からなる合計475万2750円の租税債権（以下「本件租税債権」という。）を有していた。

(4) 訴外会社は、平成21年4月13日、被告に入会した。

(5) 訴外会社と被告は、上記(4)の際、被保険者又は被保険者から委任を受けたD協会（以下「本件協会」という。）の会長があらかじめ被告に対して保険者から療養費を受領することを委任する旨の意思表示をすることを前提として、訴外会社の代表者又は従業員が被保険者に対して施術をしたことにより訴外会社が取得する療養費給付債権について、次の内容の準委任契約を締結した。

ア 訴外会社は、被告に対し、柔道整復施術療養費支給申請書を送付し、被告は、保険者に対し、療養費の給付請求手続をする。

イ 被告は、訴外会社に代わり、保険者から上記アの手続に係る療養費を受領する。

ウ 被告は、訴外会社に対し、上記アの申請書の送付の日から3か月後の日の属する月の末日までに、上記アの手続に係る療養費相当額を立て替えて支払う。

(6) 訴外会社は、平成28年9月9日までに、被告に対し、上記(5)の契約に基づき、次のア～エの合計447万5040円の療養費給付債権について、療養費の給付請求等を準委任した。

ア 平成28年5月分 117万2738円（立替金支払期限 同年9月30日）

イ 平成28年6月分 108万3317円（立替金支払期限 同年10月31日）

ウ 平成28年7月分 125万2347円（立替金支払期限 同年11月30日）

エ 平成28年8月分 96万6638円（立替金支払期限 同年12月31日）

(7) 原告は、平成28年9月9日、本件租税債権を徴収するため、国税徴収法47条1項1号、62条1項及び3項の規定に基づき、訴外会社の被告に対する平成28年5月分から同年8月分までの立替金支払債権を差し押さえ、債権差押通知書は、同年9月9日、被告に送達された。

(8) よって、原告は、被告に対し、国税徴収法67条1項の取立権限に基づき、訴外会社が被告に対して有する立替金支払債権の取立てとして、合計447万5040円及びうち117万2738円に対する支払期限の翌日である平成28年10月1日から、うち108万3317円に対する支払期限の翌日である同年11月1日から、うち125万2347円に対する支払期限の翌日である同年12月1日から、うち96万6638円に対する支払期限の翌日である平成29年1月1日から各支払済みまで商事法定利率年6分（平成29年法律第45号による廃止前の商法514条。以下同じ。）の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 請求原因に対する認否

(1) 請求原因(1)の事実は認める。

(2) 請求原因(2)の事実は認める。

(3) 請求原因(3)の事実は知らない。

(4) 初め請求原因(4)の事実を認めたが、それは事実と反する陳述で錯誤に基づいてしたものであるから、その自白を撤回し、否認する。被告との間に入会契約の当事者は、訴外会社

ではなくCである。

(5) 請求原因(5)の事実は否認する。委任事務の内容は、次のとおりであり、訴外会社の被告に対する立替金支払債権は存在しない。

ア 被保険者は、本件協会に対し、柔道整復施術療養費支給申請書を提出して、療養費の支給申請及び療養費の受領を委任するとともに、訴外会社に対する療養費相当額の施術料の立替払を委任する。

イ 本件協会は、保険者に対し、療養費の支給を申請し、療養費を受領する。

ウ 本件協会は、被告を通じ、上記アの申請書の提出日から3か月後の月末に、訴外会社に対し、療養費相当額から、事務手数料・会費・返戻に係る費用・E株式会社に対する借入金債務の返済額等を控除した金額を支払う。

(6) 請求原因(6)の事実は否認する。請求手続をした当事者は、訴外会社ではなくCである。

(7) 請求原因(7)の事実は認める。しかし、保険給付を受ける権利は、差し押えることができないところ(国民健康保険法67条)、仮に、訴外会社の被告に対する立替金支払債権が存在するとしても、同債権は、被保険者の保険者に対する療養費債権が、実質を同じくしつつ形を変えたものにすぎないから、差し押さえることができない。

3 抗弁(相殺合意)

(1) 会費債権との相殺合意

ア 訴外会社は、平成21年4月13日、被告との間で入会契約を締結し、次の会費の支払を合意した。

(ア) 定額会費 月額5000円

(イ) 定率会費① 保険総請求額の3.2%(消費税相当額を含む。)

(ウ) 定率会費② 助成総請求額の3.2%(消費税相当額を含む。)

(エ) 支払時期 当月分を当月末日までに支払う。

イ 訴外会社と被告は、上記入会契約を締結した際、訴外会社の被告に対する弁済期が到来した療養費相当額の立替金支払債権と、被告の訴外会社に対する弁済期が到来した会費債権(定率会費及び定額会費)を対当額で相殺する旨を合意した。

ウ 平成28年9月30日(同月分の定額会費の弁済期)、同年10月31日(同月分の定額会費の弁済期)が到来した。

エ 訴外会社の被告に対する平成28年5月分から同年8月分までの総請求額及び助成総請求額は、別紙一覧表の「保険総請求額」欄及び「助成総請求額」欄のとおりであるから、同年5月分から同年8月分までの定率会費①及び②は、同一覧表の「定率会費①」欄及び「定率会費②」欄のとおりである。

オ したがって、訴外会社の被告に対する本件差押えに係る療養費相当額の立替金支払債権は、被告の訴外会社に対する①平成28年5月分から同年8月分までの定率会費債権合計19万7980円(消費税相当額を含む。)、②同年9月分及び同年10月分の定額会費債権合計1万円と対当額で相殺された。

(2) 返戻金債権との相殺合意

ア 訴外会社は、被告との間で入会契約を締結した際、被告から本来よりも多い療養費相当額の支払を受けたときには、被告に対して同額を返還することを合意した。

イ 訴外会社は、被告との間で入会契約を締結した際、訴外会社の被告に対する弁済期が到来した療養費相当額の立替金支払債権と、被告の訴外会社に対する弁済期が到来した返戻金債権を対当額で相殺する旨を合意した。

ウ 訴外会社が被告に支払うべき返戻金は、①平成28年9月送金分が2万4729円、②同年10月送金分が2万8490円、③同年11月送金分が3521円、④同年12月送金分が2万3266円、⑤平成29年1月送金分が3万1569円、⑥同年2月送金分が854円である。返戻の原因となる施術は、いずれも平成28年8月以前に行われたものである。

エ したがって、訴外会社の被告に対する本件差押えに係る療養費相当額の立替金支払債権は、被告の訴外会社に対する平成28年9月分から平成29年2月分までの返戻金債権合計11万2429円と対当額で相殺された。

(3) 貸金債権との相殺合意

ア 訴外会社とE株式会社（以下「E」という。）は、平成27年4月8日、Eが訴外会社に対して極度額900万円の範囲で金銭を貸し付ける旨の取引約定を締結し、「営業を停止し、又は廃止したとき（11条1項8号）」、「訴外会社の施術管理者が被告を脱退又は退会し、もしくはその予告を行ったとき」（11条1項9号）には訴外会社が期限の利益を失うことを合意した。

イ 訴外会社、被告及びEは、平成27年4月8日、訴外会社が上記アの事由により期限の利益を失ったときには、被告の訴外会社に対する療養費相当額の債務と訴外会社のEに対する借入金債務を対等額で相殺する旨を合意した。

ウ Eは、訴外会社に対し、①平成28年6月29日に90万円、②同年7月28日に82万円、③同年8月30日に116万円を貸し付けた。

エ 訴外会社は、平成28年9月1日、被告に対し、被告を脱退する旨を予告した。これが認められないとしても、訴外会社は、同月6日、知事に対し、営業廃止の届出をした。

オ したがって、訴外会社の被告に対する本件差押えに係る療養費相当額の立替金支払債権は、Eの訴外会社に対する貸金債権合計288万円と対当額で相殺された。

4 抗弁に対する認否

(1) 抗弁（1）（会費債権との相殺合意）について

ア 抗弁（1）アのうち、訴外会社が平成21年4月13日に被告との間で入会契約を締結し、定率会費及び定額会費の支払を合意したことは認め、その余は知らない。

イ 抗弁（1）イの事実は否認する。訴外会社が被告主張の相殺予約をした事実はない。

ウ 抗弁（1）エの事実は知らない。

エ 抗弁（1）オは争う。被告は、本件差押えの後に平成28年9月分と同年10月分の定額会費債権を取得したから、定額会費債権との相殺を原告に対抗することはできない。定額会費債権の一部は被告以外の法人に対する会費であり、被告の債権ではないから、相殺の自働債権とならない。

(2) 抗弁（2）（返戻金債権との相殺合意）について

ア 抗弁（2）アの事実は知らない。

イ 抗弁（2）イの事実は否認する。

ウ 抗弁（２）ウの事実は知らない。

エ 抗弁（２）エは争う。被告は、保険者から柔道整復施術療養費支給請求書の返戻を受けた平成２８年９月２４日以降に訴外会社に対する返戻金債権を取得したから、返戻金債権との相殺を原告に対抗することはできない。平成２９年法律第４４号による改正前の民法（以下「改正前民法」という。）では、差押え前の原因に基づいて取得したかどうかにかかわらず、差押えの時点で発生していない債権を自働債権とする相殺をもって差押債権者に対抗することはできないから、仮に、被告主張の返戻金債権が本件差押え前の原因に基づいて生じたものであったとしても、上記の結論は左右されない。

（３）抗弁（３）（貸金債権との相殺合意）について

ア 抗弁（３）アの事実は知らない。

イ 抗弁（３）イの事実は否認する。訴外会社は、Eが訴外会社に代わって被告から療養費の立替金を受領することを承諾したが、被告主張の三者間の相殺予約をした事実はない。

三者間における相殺予約は、担保としての関連性が第三者に認識可能な状況に置かれている場合に限って、第三者に対抗できると解すべきである。これを本件についてみると、第三者である原告は、訴外会社の被告に対する立替金支払債権について、Eの訴外会社に対する貸金債権の担保としての関連性を認識することはできなかった。

ウ 抗弁（３）ウの事実は知らない。

エ 抗弁（３）エの事実は知らない。

オ 抗弁（３）オは争う。

第３ 当裁判所の判断

１ 請求原因について

（１）請求原因（１）、（２）の事実は、当事者間に争いがない。

（２）証拠（甲２、３）によれば、請求原因（３）の事实在認められる。

（３）請求原因（４）（入会）について

ア 被告は、初め、請求原因（３）の事实在認める旨を陳述したが、それは事実に反する陳述で錯誤に基づいてしたものであるとして、その自白を撤回し、否認している。そこで、被告がした自白が真実に反し、かつ被告の錯誤によるものであるかどうかについて検討する。

イ 後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事实在認められる。

（ア）被告の業務、入会資格等

a 被告は、東北事務所、東京事務所、大阪事務所、広島事務所及び福岡事務所の各事務所を設けている。被告は、ウェブサイトにおいて、整骨院開業から保険請求・入金管理、医療事故対応、広告作成など、施術所の業務に関するあらゆることを上記各事務所の専門スタッフがサポートする旨を表示している。（甲１９の５・６）

b 平成２１年４月当時の被告の定款には、①被告の組合員たる資格を有する者は、⑦柔道整復業又は柔道整復業及び鍼、灸若しくはマッサージ業を行う事業者であること、④組合の地域内に事業所を有することの各要件を備える小規模の事業者とする旨（８条）、②組合員たる資格を有する者は、被告の承諾を得て、組合に加入することがで

きる旨（9条1項）、③上記②の承諾を受けた者は、遅延なく、その引き受けようとする出資の金額の払い込みをしなければならない旨（10条1項）、④組合員が脱退したときは、組合員の被告に対する出資額を限度として総代会議決後に持分を払い戻す旨（14条本文）、⑤出資1口の金額は2万2500円とする旨（20条1項）が定められている。（乙17）

（イ）訴外会社の設立等

- a Cは、平成17年3月●日、訴外会社を設立し、代表取締役役に就任した。同社の資本金は300万円であり、Cは、同社の株式の100%を保有していた。訴外会社は、「B」という名称の整骨院を開設した。（甲1、18）
- b 訴外会社は、設立当初、被告以外の団体に入会し、療養費の給付申請に関する事務処理を委任していた。（甲18）

（ウ）被告への入会

Cは、平成21年4月に柔道整復師の資格を取得したことを機に、被告に入会を申し込むことを決め、被告に対し、同月13日付け入会申込書、誓約書、療養費取扱に関する承諾書を提出した。これらの書面のうち、入会申込書には、申込者の名称を記載する欄がなく、冒頭の「柔道整復師氏名」欄にはCの署名押印があり、「施術所所在地」欄には訴外会社の住所が記載され、「開設者」欄には訴外会社の商号が記載されている。（甲7、18、乙12、13）

（エ）訴外会社の業務内容等

- a 訴外会社は、平成21年4月当時、数名の柔道整復師を雇用してBを経営していた。訴外会社は、Cを含む訴外会社に所属する全ての柔道整復師の施術による売上げを同社の売上げとして計上し、患者から支払われた自己負担分の施術料について同社名義の領収証を発行し、同社の税務申告をしていた。（甲18、証人C・13頁）
- b 被告は、毎月、訴外会社名義の預金口座に療養費相当額から会費等を控除した残額を振り込むとともに、訴外会社に対し、送金額及びその内訳等を記載した支払明細書を送付した。（甲5の1～4、乙10の3・4）

（オ）被告によるサービスの提供

- a 被告は、会員に対し、①保険手続の補助、②柔道整復施術療養費支給申請書（以下「レセプト」ともいう。）の作成のために必要な専用ソフトウェアが組み込まれたパソコン、モニター及びプリンターの無償貸与、③レセプトの点検、④保険者に対する療養費の請求業務、⑤保険請求金額の一括送金、⑥保険請求金額の入金管理及び返戻確認、⑦保険講習会の開催、⑧個別・集団指導の対応といったサービスを提供していた。（甲6、甲19の8）
- b 被告は、業務部においてレセプトの受付から事前点検、保険者への発送、保険請求内容等の関係資料の発送などの保険請求業務全般を行い、入金部において保険請求分に対しての入金・返戻金関係業務を行っていた。（甲19の5）

（カ）訴外会社の破産

- a 訴外会社は、平成28年10月26日午後5時、佐賀地方裁判所において、破産手続開始決定を受け、F弁護士が破産管財人に選任された。（甲1、22）

b 被告は、平成29年9月1日、訴外会社の破産管財人に対し、同社の出資金は1口2万5000円である旨、同社は昨年退会したので、本年度に出資金を返還する予定である旨を通知した。被告は、同月11日、G銀行佐賀支店に開設された破産者有限会社B破産管財人弁護士F名義の普通預金口座に2万5000円を振り込んだ。(甲24～26)

ウ 上記イの認定事実によれば、Cが被告に提出した入会申込書には、申込者の名称を記載する欄がなく、冒頭の「柔道整復師氏名」欄にCの署名押印があるにとどまる。

しかし、被告の定款には、組合員たる資格を有する者は自然人に限られる旨の規定は存在しない(乙14)。上記入会申込書には、施術所名としてBの名称が記載され、開設者として法人である訴外会社の名称が記載されている。訴外会社は、Cを含むBに所属する全ての柔道整復師の施術による売上げを同社の売上げとして計上し、患者から支払われた自己負担分の施術料について同社名義の領収証を発行し、同社の税務申告をしていたことからすると、Cは、Bを開設している訴外会社における療養費の給付申請に関する事務処理のため、被告に対して入会を申し込んだことが認められる。被告が訴外会社の預金口座に療養費相当額から会費等を控除した残額を振り込んでいたことを併せ考慮すると、被告は、Bにおける療養費の給付申請の事務はC個人の事務ではなく、訴外会社の事務であることを認識していたことが推認される。また、被告が訴外会社の破産管財人に対して出資金を返還したことからすると、訴外会社の名義で出資金の払い込みがされ、被告は訴外会社を出資者として取り扱っていたことが推認される。そうすると、Cは、被告に対し、訴外会社の代表者であることを示して、入会の申込みをしたものと認められる。

したがって、Cと被告との間に入会契約の効果は、訴外会社に帰属するものと認められる。被告による自白は事実と反しかつ錯誤によるものとは認められないから、自白の撤回は効力を生じない。

(4) 請求原因 (5) (準委任契約) について

ア 後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 柔道整復師についての療養費の受領委任

国民健康保険法36条は、疾病又は負傷を負った被保険者は、厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)において診察等の療養の給付を受けることができる旨を規定し、同法42条1項は、療養の給付を受ける被保険者は、当該保険医療機関等に対し、一定の割合の一部負担金のみを支払えばよい旨を規定し、同法45条は、当該保険医療機関等は、療養の給付に要する費用から一部負担金を控除した額を保険者に請求し、保険者がこれを当該保険医療機関等に支払う旨を規定している。また、同法54条は、保険者は、被保険者が保険医療機関以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないと認めるときは、療養の給付等に代えて療養費(療養に関する費用の全額から、被保険者が負担すべき額(以下「一部負担金相当額」という。)を控除した残額)を被保険者に支給することができる旨を規定している。

整骨院は保険医療機関等に該当しないから、上記規定によれば、柔道整復師から施術

を受ける被保険者は、原則として、その施術に要する費用の全額を柔道整復師に支払い、その後、自ら療養費を保険者に請求し、保険者からその給付を受けることになる。しかし、厚生労働省保険局長通知（平成20年9月22日付保発第0922002号）により、被保険者があらかじめ柔道整復師に対して保険者から療養費を受領することを委任することにより、被保険者が柔道整復師の施術を受けるに際し、被保険者が一部負担金相当額のみを支払い、柔道整復師が被保険者に代わって療養費の支給を保険者に請求し、保険者からその療養費を受領するという取扱い（いわゆる受領委任）が認められている。（甲21の1～3）

（イ）訴外会社における療養費の請求手続

- a 訴外会社は、従前から、Bに所属する柔道整復師が被保険者に対して施術した際、被保険者から一部負担金相当額（自己負担分）の支払を受け、被保険者に代わって療養費の支給を保険者に請求し、保険者からその療養費を受領する受領委任の制度を利用していった。（甲18）
- b 訴外会社は、被告との間で入会契約を締結した後も、受領委任の制度を利用して療養費相当額を受領していた。そのための手続は、おおむね次のとおりである。（甲9、18、甲19の7、乙1、乙8の1～4、乙18）
 - （a）Bにおいて施術を受けた被保険者は、訴外会社に対し、一部負担金相当額を支払うとともに、柔道整復施術療養費支給申請書の「受取代理人」欄に署名し、これを訴外会社に交付する。同申請書の「施術の内容」欄には、負傷名、負傷年月日、初検年月日、施術開始年月日、施術終了年月日、実日数、一部負担金、請求金額等の事項が記載され、「受取代理人」欄には、本件協会の会長であるAに療養費の支給申請及び療養費の受領を委任する旨が記載されている。
 - （b）訴外会社は、毎月分の柔道整復施術療養費支給申請書を取りまとめ、同支給申請書の「施術証明」欄に押印した上で、これを被告に送付する。同欄には、「施術の内容」欄のとおり施術したことを証明する旨及び療養費の受領を本件協会の会長に委任する旨が記載されている。
 - （c）被告は、訴外会社に代わり、保険者に対し、療養費の支給を申請する。保険者からの療養費は、H銀行梅田支店の「D協会会長 A」名義の普通預金口座に振り込まれる。
 - （d）被告は、柔道整復施術療養費支給申請書が提出された日の3か月後の日の属する月の末日までに、保険者から実際に療養費が支給されたかどうかにかかわらず、訴外会社に対し、療養費相当額を立替払するとともに、支払明細書を送付する。
なお、被告は、実際の立替払に当たっては、会費、訴外会社のEに対する貸金債務等を控除した上で、その残額を、訴外会社名義の預金口座に振り込んでいた。
 - （e）何らかの理由で保険者から療養費が支給されず、柔道整復施術療養費支給申請書が返戻された場合、被告は、訴外会社から、上記（d）の立替金の返還を受ける。

イ 上記アの認定事実によれば、訴外会社は、被告との間で入会契約をした際、被告との間で、被保険者があらかじめ被告に対して保険者から療養費を受領することを委任する旨の意思表示をすることを前提に、被告が訴外会社に代わり、Bに所属する柔道整復師

の被保険者に対する施術に係る療養費の支給を申請し、保険者から療養費を受領するとともに、訴外会社に療養費相当額を立替払する旨の準委任契約を締結したことが認められる。

ウ これに対し、被告は、療養費の支給申請についての訴外会社との間の準委任契約の当事者は本件協会であって被告ではなく、被告は訴外会社に対して療養費相当額の立替金の支払義務を負わない旨主張する。

上記ア認定のとおり、柔道整復施術療養費支給申請書の「受取代理人」欄には、本件協会の会長であるAに療養費の支給申請及び療養費の受領を委任する旨が記載され、「施術証明」欄には療養費の受領を本件協会の会長に委任する旨が記載されている。このような記載に照らすと、訴外会社は本件協会に対して療養費の支給の申請を委任したとみる余地がある。

しかし、訴外会社との間の入会契約の当事者は被告であって本件協会ではない。上記(3)イ認定のとおり、被告は、会員に対し、会員に代わって保険者に対する療養費の支給を申請し、会員に保険請求金額を立替払するサービスを提供していることに照らすと、訴外会社に係る療養費の支給申請の業務は、訴外会社と被告との間の入会契約に基づく業務であって、本件協会の業務とはいえない。被告は、業務部において療養費支給申請書(レセプト)の受付から事前点検、保険者への発送、保険請求内容等の関係資料の発送などの保険請求業務全般を行い、入金部において保険請求分に対しての入金・返戻金関係業務を行っているが、本件協会がこのような業務を行っていることを裏付ける証拠はない。かえって、被告のウェブサイト(甲19の3)には、昭和57年に本件協会が設立されたこと、昭和63年7月から受領委任制度が認められたこと、平成15年に本件協会がNPO法人D協会に発展的組織変更されたことが記載されている。また、証拠(甲20)によれば、本件協会には、平成25年分から平成29年分までの法人税、消費税及び地方消費税の申告実績がなかったことが認められる。これらによれば、本件協会は、上記のとおり保険者に対する療養費の請求に係る業務を被告に引き継いだ後、療養費の請求業務を行っていなかったことが認められる。

そうすると、被告は、保険者から支給される療養費を本件協会の会長名義の預金口座で管理するという内部的な事務処理上の都合から、本件協会が被保険者及び訴外会社から療養費の支給申請の委任を受け、本件協会が保険者に療養費の支給を請求するかのような外形をとったということができる。柔道整復施術療養費支給申請書の「施術証明」欄及び「受取代理人」欄に上記のとおり記載があることをもって、訴外会社が本件協会に対して療養費の支給の申請を委任したとは認められない。

仮に、訴外会社が本件協会に対して療養費の支給の申請を委任したとしても、被告が訴外会社との間の入会契約の当事者であること、本件協会は入会契約の当事者ではなく活動実態を有しないこと、被告が療養費の支給申請の事務処理を行っていたことに照らすと、本件協会は被告に対して療養費の支給の申請を委任(復委任)したものと認められるから、被告は訴外会社に対して療養費相当額の立替金の支払義務を負う。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

(5) 請求原因 (6) (平成28年5月分から同年8月分までの療養費の給付請求等の準委任)

について

上記（３）及び（４）の認定事実並びに証拠（甲５の１～４、乙２）によれば、請求原因（６）の事実が認められ、この認定を覆すに足りる証拠はない。

（６）請求原因（７）（差押え）の事実は、当事者間に争いがない。

この点について、被告は、訴外会社の被告に対する立替金支払債権は差押禁止債権である旨を主張する。しかし、訴外会社の被告に対する立替金支払債権は、訴外会社と被告との間の準委任契約に基づく債権であって、差押えが禁止される保険給付を受ける権利（国民健康保険法６７条）に該当しないから、被告の上記主張は採用することができない。

２ 抗弁（１）（会費債権との相殺合意）について

（１）定額会費及び定率会費の金額について

ア 証拠（乙７）及び弁論の全趣旨によれば、訴外会社は、被告との間で入会契約を締結した際、定額会費として月額５０００円、定率会費（事務手数料）として総請求額の２．９７％（消費税別）を毎月末日限り支払う旨を合意したことが認められる。

イ 平成２８年９月３０日（同月分の定額会費の弁済期）、同年１０月３１日（同月分の定額会費の弁済期）が経過したことは、当裁判所に顕著である。そうすると、訴外会社は、被告に対し、同年９月分の定額会費５０００円、同年１０月分の定額会費５０００円の支払義務を負う。

ウ 上記１（５）の認定事実によれば、平成２８年５月分から同年８月分までの総請求額は別紙一覧表の「保険総請求額」欄記載のとおりであることが認められ、証拠（甲５の１～４、乙２）によれば、助成総請求額は同一一覧表の「助成総請求額」欄記載のとおりであることが認められる。そうすると、定率会費は、別紙一覧表のとおり、同年５月分が５万１９９６円、同年６月分が４万７９９９円、同年７月分が５万５５１５円、同年８月分が４万２４７０円と算定される。

（２）相殺合意について

上記１（４）ア認定のとおり、被告は、訴外会社に対する療養費相当額の立替払に際して、会費を控除した残額を訴外会社名義の預金口座に振り込んでいたことが認められる。そして、訴外会社が被告に対してこのような決済方法について異議を述べたり、会費を直接支払ったりしたことをうかがわせる証拠はない。そうすると、訴外会社と被告は、入会契約を締結した際、弁済期が到来した療養費相当額の立替金支払債権と会費債権を対当額で相殺する旨の黙示の合意をしたといえることができる。

（３）相殺の対外的効力について

ア 改正前民法の下では、債権が差し押えられた場合において、第三債務者が債権者に対して反対債権を有していたときは、その債権が差押後に取得されたものでないかぎり、右債権および被差押債権の弁済期の前後を問わず、両者が相殺適状に達しさえすれば、第三債務者は、差押後においても、右反対債権を自働債権として、被差押債権と相殺することができる（最高裁判所昭和４５年６月２４日大法廷判決・民集２４巻６号５８７頁参照）。

イ これを本件についてみると、原告は、平成２８年９月９日に訴外会社の被告に対する立替金支払債権を差し押さえたところ、同年９月分及び同年１０月分の定額会費に係る

債権は差押後に取得されたものであるから、被告は、同債権をもって、被差押債権である立替金支払債権と相殺することはできない。同年5月分から同年8月分までの定率会費に係る債権は差押前に取得されたものであるから、被告は、同債権をもって、被差押債権である立替金支払債権と相殺することができる。

3 抗弁（2）（返戻金債権との相殺合意）について

（1）返戻金の金額及び弁済期について

ア 証拠（乙18）によれば、被告は、訴外会社との間で入会契約を締結するに際し、「レセプトの提出、返戻についてのながれ」と題する書面により、①保険者が点検した際に不備が判明したレセプトは、保険者から被告に返戻され、被告から会員に返戻される旨、②被告に返戻されたレセプトは返戻のあった月の翌月の支払明細書に同封して会員に返送し、その月の送金から差し引く旨を説明したことが認められる。これらの事実によれば、訴外会社は、被告との間で入会契約を締結した際、被告から療養費相当額の立替金の支払を受けた場合において、何らかの理由で保険者から被告に療養費が支給されず、被告から柔道整復施術療養費支給申請書が返戻された場合、当該支払明細書に係る立替金の支払期日までに、立替金相当額を返還する旨を合意したことが認められる。

イ 証拠（甲5の1・4、乙9の1～6）によれば、①被告は、保険者に給付を申請した療養費のうち4件分の合計2万4729円が支給されず、保険者からレセプトの返戻を受けたため、訴外会社に対し、平成28年5月分の支払明細書（支払日は同年9月30日）に同封して当該レセプトを返送したこと、②被告は、保険者に給付を申請した療養費のうち8件分の合計2万8490円が支給されず、保険者からレセプトの返戻を受けたため、訴外会社に対し、平成28年8月分の支払明細書（支払日は同年10月31日）に同封して当該レセプトを返送したこと、③被告は、保険者に給付を申請した療養費のうち1件分の3521円が支給されず、保険者からレセプトの返戻を受けたこと、④被告は、保険者に給付を申請した療養費のうち7件分の合計2万3266円が支給されず、保険者からレセプトの返戻を受けたこと、⑤被告は、保険者に給付を申請した療養費のうち7件分の合計3万1569円が支給されず、保険者からのレセプトの返戻を受けたこと、⑥被告は、保険者に給付を申請した療養費のうち1件の854円が支給されず、保険者からレセプトの返戻を受けたことが認められる。これらの事実によれば、訴外会社は、被告に対し、保険金返戻金として合計11万2429円の支払義務を負う。

（2）相殺の対外的効力について

ア 原告は、平成28年9月9日に訴外会社の被告に対する立替金支払債権を差し押さえたところ、被告が同日以前に訴外会社に対する上記（1）の保険者返戻金に係る債権を取得したことを認めるに足りる証拠はない（なお、被告は、被告が各返戻額に応じた具体的債権を取得した時期は同月24日以降である旨を主張する（平成31年2月22日付け準備書面8頁）。）。そうすると、被告は、これらの債権をもって、被差押債権である立替金支払債権と相殺することはできない。

イ この点について、被告は、保険者返戻額に係る債権については、平成28年9月9日以前に発生原因が生じているから相殺は可能と解すべきである旨を主張する。

しかし、上記2（3）アによれば、改正前民法の下では、第三債務者が債権者に対して

反対債権を有していたときは、その債権が差押え前の原因に基づいて発生したかどうかにかかわらず、差押前に取得されたものでないかぎり、被差押債権と相殺することはできないと解されるから、被告の上記主張は採用することができない。

4 抗弁（3）（貸金債権との相殺）について

（1）事実関係

後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 訴外会社とEは、平成27年4月8日、Eが訴外会社に対して極度額900万円の範囲で金銭を貸し付ける旨の取引約定を締結した。その際に取り交わされた取引約定書には、「営業を停止し、又は廃止したとき（11条1項8号）」、「訴外会社の施術管理者が被告を脱退又は退会し、もしくはその予告を行ったとき」（11条1項9号）には訴外会社が期限の利益を失う旨が定められている。Eは、被告の関連会社である。（乙10の1）

イ 訴外会社は、被告に対し、「D協会より、私宛に支払われる下記会員の送金額より、下記の明細にあるとおり、各計算書【17条書面】借入金の返済に充当されることに異存ありません。」「下記明細の借入につき、取引約定書第11条に基づいて私が期限の利益を喪失した場合には、下記会員送金額の全額を、下記貸付の貸付残高ならびに利息に充当されることに異存ありません。」との文言が記載された平成27年4月14日付け念書を差し入れた。（乙10の4）

ウ Eは、平成28年6月29日、訴外会社に対し、次の約定で90万円を貸し付けた。（乙11の1）

（ア）弁済期 平成28年9月30日

（イ）利率 年8.4%

（ウ）利息 1万9209円（先払い）

（エ）利息天引後の交付額 88万0791円

エ Eは、平成28年7月28日、訴外会社に対し、次の約定で82万円を貸し付けた。（乙11の2）

（ア）弁済期 平成28年10月31日

（イ）利率 年8.4%

（ウ）利息 1万7878円（先払い）

（エ）利息天引後の交付額 80万2122円

オ Eは、平成28年8月30日、訴外会社に対し、次の約定で116万円を貸し付けた。（乙11の3）

（ア）弁済期 平成28年11月30日

（イ）利率 年8.4%

（ウ）利息 2万4493円（先払い）

（エ）交付額 113万5507円

カ 訴外会社は、平成28年9月6日、佐賀県知事に対し、倒産のためBを廃止した旨の届出をした。（乙19の1・2）

（2）相殺合意の成否及びその対外的効力について

ア 上記（１）の認定事実によれば、訴外会社が作成した念書の相手方は、被告であって E ではない。上記念書には、被告から訴外会社に支払われる療養費相当額の立替金の一部を E に対する借入金債務の返済に充当されることに異議はない旨の文言が記載されるにとどまり、訴外会社が被告に対して有する債務と訴外会社が E に対して負担する債務を相殺する旨の文言は記載されていない。上記念書は、その作成経緯及び文言に照らすと、相殺合意を定めたものと解することはできず、訴外会社が E から金員を借り入れた場合において、被告から支払われる療養費相当額の立替金をもって同借入金債務の弁済に充てるため、被告に対し、被告から支払われる療養費相当額の立替金の一部を E が訴外会社に代わって受領することをあらかじめ承諾する旨の意思表示をしたものと解することができる。したがって、被告主張の相殺合意が成立したとは認められない。

イ 仮に、上記念書が相殺の合意を定めたものであるとしても、取引約定書及び上記念書の文言を総合すると、訴外会社と被告との間において、訴外会社について信用を悪化させる取引約定所定の事由が生じた場合において、E の訴外会社に対する債権について期限の利益を喪失させ、訴外会社の被告に対する債権について期限の利益を放棄して、相殺適状を生ぜしめ、その後の相殺権者の相殺の意思表示によって、相殺適状のときまで遡って相殺の効力を生じさせる相殺予約を定めたものと解される。そして、このような相殺予約に基づき被告がする相殺は、実質的には、E が訴外会社に対して有する貸金債権を被告に譲渡し、被告がこの譲り受けた貸金債権をもって、訴外会社が被告に対して有する立替金支払債権と相殺するものといえることができる。このような場合、上記相殺予約に基づく相殺をもって差押債権者に対抗し得るか否かについては、上記債権譲渡の通知たる実質を有する被告の訴外会社に対する相殺の意思表示と原告の差押えの先後関係により決するのが相当と解される。

これを本件についてみると、原告は、平成 28 年 9 月 9 日に本訴請求に係る訴外会社が被告に対して有する療養費相当額の立替金支払債権を差し押さえたところ、被告が同日以前に訴外会社に対して E が訴外会社に対して有する貸金債権をもって訴外会社に対して負担する債務と対当額で相殺する旨の意思表示をしたことを認めるに足りる証拠はない。

ウ 以上によれば、抗弁（３）は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

5 結論

以上によれば、原告の請求は、①平成 28 年 5 月分の立替金のうち 112 万 0742 円及びこれに対する弁済期の翌日である同年 10 月 1 日から支払済みまで商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金、②同年 6 月分の立替金のうち 103 万 5318 円及びこれに対する弁済期の翌日である同年 11 月 1 日から支払済みまで商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金、③同年 7 月分の立替金のうち 119 万 6832 円及びこれに対する弁済期の翌日である同年 12 月 1 日から支払済みまで商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金、④同年 8 月分の立替金のうち 92 万 4168 円及びこれに対する弁済期の翌日である平成 29 年 1 月 1 日から支払済みまで商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求はいずれも理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法 64 条本文、61 条を、仮執行の宣言につき同法 259 条 1 項を、それぞれ適用して、

主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第22民事部

裁判官 龍見 昇

別紙 省略